

2007年6月8日

日本経済新聞社 御中

## NHK経営委員長の人事をめぐる貴社の報道についての公開質問書

時下、貴社におかれましては、ご清祥のことと存じます。

さる5月18日の貴紙朝刊1面に、「NHK経営委員長 富士フィルムの古森氏」という見出しの記事が掲載され、その中で次のように記されています。

「政府は17日、NHKの次期経営委員長に富士フィルムホールディングスの古森重隆社長（67）が就任する人事を固めた。近く国会に古森氏を含む経営委員候補の名簿を提出。衆参両院の本会議で了承されれば、委員に任命する。委員長は6月下旬に委員の互選で正式決定する。」

また、同日の貴紙朝刊3面には、「NHK経営委員長に古森氏 政治主導へ官邸・与党口出し」という見出しの記事が掲載され、その中で次のように記されています。

「菅義偉総務相のリストには古森氏の名はなく、首相人脈による『政治任用』古森氏は一度断ったが、『首相の強い意向』（政府関係者）で最終的に受諾したという。」

私たちは、これらの記事には、NHK経営委員長の選出をめぐる報道のあり方について、さらには政府とNHK経営委員会の関係をめぐるジャーナリズムの見識について、重大な疑問があると判断し、以下の質問を提出します。これについての貴社の見解を6月20日までに文書で下記宛てにお送りくださるよう、お願いいたします。

質問1 この記事について、これまでに、政府あるいは古森重隆氏側から、何らかの訂正の申し入れがあったのでしょうか？ あつたとすれば、どのような申し入れだったのでしょうか？

質問2 上記の記事にも記されているように、NHKの経営委員長は経営委員の互選で選出することになっています（放送法第15条第2項）。したがって、内閣総理大臣が放送法第16条第1項に従い、両院の同意を得て特定の人物を経営委員に選任することと、その人物が経営委員長に選出されるかどうかはまったく別個の問題です。

にもかかわらず、上記の記事は安倍首相の一存で新しい経営委員長が決まったも同然かのように記された根拠はどこにあったのでしょうか？

質問3 記事にあるように、政府、特に安倍首相が個人名まで特定して、経営委員長の人事に介入しているとしたら、それは経営委員の互選によると定めた放送法第15条第2項に反する違法行為に当たることは明白です。にもかかわらず、

上の記事がこうした政府の行為の違法性に一切触れず、古森氏の経営委員長就任が既定の事実となったかのように報道しています。これは、経営委員長の選任権を持つ経営委員を冒涇するものであるとともに、政府の違法な人事介入を追認するばかりか、それを喧伝・助長するものであると当会は考えますが、貴社はどのようにお考えか、ご回答ください。

質問4 貴紙の報道が事実とすれば、時の政権トップが自らの意向で法を侵してでもNHKの最高意思決定機関の長を選ぼうとする傲慢な政治介入があったことになります。こうした政治介入を不問にした貴紙の報道姿勢は、権力を監視すべきジャーナリズムの使命を放棄したのも同然と考えられます。これについての貴紙の見解をお聞かせください。

以 上

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

共同代表：湯山哲守・醍醐聰

HP：<http://space.geocities.jp/shichoshacommunity/>

メールアドレス：[shichoshacommunity@yahoo.co.jp](mailto:shichoshacommunity@yahoo.co.jp)

専用電話：048-873-3520

NHK問題を考える会（兵庫）

代表：貫名初子

電話&FAX：078-351-0194

メディアの危機を訴える市民ネットワーク事務局

HP：<http://www.jca.apc.org/mekiki/index.html>

メールアドレス：[mekikinet-owner@yahoogroups.jp](mailto:mekikinet-owner@yahoogroups.jp)

FAX：020-4666-7325

ご回答は文書にて下記へお送りくださるよう、お願いいたします。

（住所 割愛）

醍醐 聰